



広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima
公益社団法人 広島被害者支援センター

ニューズレター



〒730-0032 広島市中区立町1番24号有信ビル6F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668 URL: <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>

ごあいさつ



福山市長

羽田 皓

広島被害者支援センター並びに会員の皆様方におかれましては、犯罪被害者の支援に多大なご尽力をいただき、心から敬意を表します。

本市におきましては、「人間環境都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、市民一人ひとりの人権が大切にされ、「福山に住んでよかった」と誰もが実感できる「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向けて取り組んでおります。

また、犯罪被害者支援につきましては、人権相談や法律相談を窓口として、関係機関等と連携を図ってきたところです。

今年6月、広島被害者支援センターの県東部地区相談窓口が本市役所内に開設されました。被害者や被害者家族に対する長期的な心のケア等のきめ細やかな支援が期待されます。本市といたしましても、今後一層の連携を図るなかで、被害者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、広島被害者支援センターの益々のご発展と会員の皆様のご多幸を祈念申し上げ、ごあいさついたします。

行政機関からの支援について

裁判員裁判の実施とともに県民の裁判への関心が高まり、被害者・遺族等の裁判参加、傍聴等に対する支援要請が増加し、被害者支援センターの認知度が向上し、直接支援件数も増加するなど、センターの貢献度も高まっています。そうした中、行政機関でも、行政機関で対応できない長期にわたる継続相談や付添などの直接支援活動を行っている当センターの活動に対する理解が、広がって来ております。平成24年度は、県の委託事業費以外には、2市1町の支援に止まっていましたが、平成25年度は、広島市、呉市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町の6市3町に加え町長会の支援を頂くことが出来ました。これは、不幸にして突然事件や事故に巻き込まれた被害者や遺族に対して、少しでも早く精神的に立ち直り、以前の生活に近い状態に戻るよう地域全体で支援しようとする絆の現れと歓迎しております。また、福山市では、東部地区相談室を開設するにあたり、市役所1階相談室を無償で毎月提供して頂くことになり、県東部地区の相談活動がより充実出来るように成りました。

県東部地区相談室を開設します。

県東部地区の犯罪被害者等からの相談が、増加傾向にありましたが、当センター事務所が広島市にあるため、被害者が相談に来たくてもなかなか足を運べないことが多く、支援拠点の必要性を痛感していました。この度、福山市のご協力をいただき、福山市役所市民相談室で月1回の面接相談を行うことになりました。第1回目は6月25日(火)に開設し、今後は原則毎月第2火曜の午後を予定しています。また、弁護士会や臨床心理士会にも協力をいただき、被害に遭って困っておられる方に必要な支援を行える体制になりました。近くでの相談を受けられることで、被害者等の精神的、経済的な負担が少しでも軽減できればと思っています。

また、当日は県、県警、福山市、広島弁護士会福山地区会、日本財団など関係機関が集まり、共通認識を持ち、より緊密な連携を持てるよう、連絡会議を開催しました。



福山市役所に開設された東部地区相談室

各関係機関が集まり、開催された連絡会議



電話相談 **082-544-1110**

(継) 広島被害者支援センター電話相談

相談日 毎週月・水・木・土 午前10時から午後4時
(祝休日、8月13日から8月16日、12月28日から1月4日を除く)

広島県犯罪被害者等支援総合窓口

相談電話 **082-513-5255**

広島市犯罪被害者等総合相談窓口

相談専用電話 **082-504-2722**

警察安全相談電話

犯罪被害や紛糾に関する相談
082-228-9110
(フッシュ回線は最寄なし=9110)

相談は無料です。

相談の内容は、決して漏れることはありません。安心してご相談下さい。

平成25年度総会の開催～24年度事業・決算報告

平成25年度総会は、5月28日午後5時から広島市中区の国際ホテルで開催し、平成24年度事業報告及び収支決算、定款の一部変更について審議し、いずれも原案通り承認されました。

平成24年度事業報告（概要）

広島被害者支援センターは平成24年度、公益社団法人・早期援助団体としての目的を達成するため様々な活動を行いました。

電話相談については、23年度の414件に対し、24年度は228件と減少しました。23年度は、テレビCMの効果が大きく影響しましたが、24年度は、効果が及ばなかったのも要因と成っております。代理傍聴や付添支援、情報提供等の直接支援は、386回と23年度に比較し66回の増加となっております。被害者・遺族の裁判への関心が高まる中、裁判員裁判の増加、被害者の裁判参加や代理傍聴が増加し支援センターの社会的な要請はますます重要になってくると思われます。

9月に全国被害者支援ネットワーク中四国ブロック研修会を当センター主管で広島で行い、支援活動員スキルアップを図るとともに11月30日には、廿日市市の全面協力により「さくらびあ」の小ホールで230名の参加者のもとで第5回講演会を開催、当センター理事である内野悌司広島大学准教授が、「被害者・遺族から見た裁判員裁判」と題する講演を行いました。

平成24年度収支決算報告（概要）

平成24年度は、公益法人会計基準に基づいて会計処理を行いました。24年度も会費収入の減少や直接支援等に関する支出の増加のため、厳しい財務状況で有りましたが、県の「業務委託費の増額」や広島市の「補助金」に加え呉市、廿日市市、海田町の「助成金」、共同募金会と連携した募金活動等により乗り切ることができました。

平成25年度事業計画及び収支予算（概要）

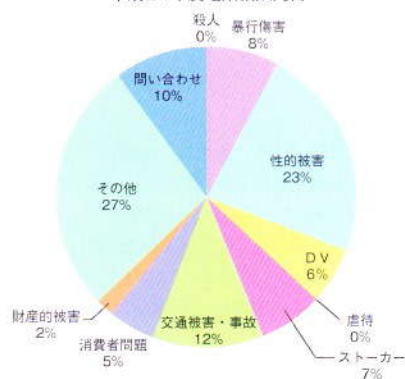
平成25年2月20日(水)「広島被害者支援センター研修室」において、理事会が開催され、平成25年度の事業計画として、相談事業や直接支援活動、講演会等の広報啓発活動等の事業に加え、福山市に東部地区相談室の開設、相談会動員のスキルアップを図るための事業費の収支予算が原案通り可決されました。



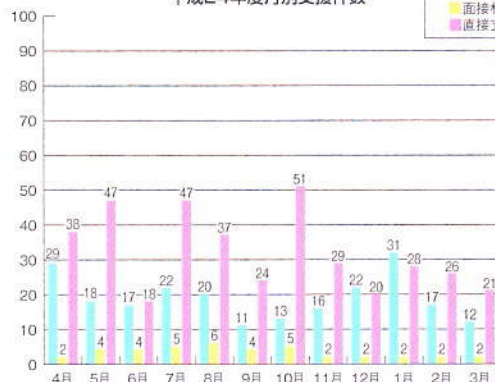
《24年度収支決算書(主要科目)》

収入 (単位：千円)		支出 (単位：千円)	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
会費収入 (個人・法人・団体の会員1125件)	6,617	事業費 (電話相談、面接、相談活動、支援活動員養成、研修、広報、啓発活動、事務局人件費等、事務所賃料等)	15,102
寄付金収入 (寄付金119件)	6,941	管理費 (電話相談、面接、相談活動、支援活動員養成、研修、広報、啓発活動、事務局人件費等、事務所賃料等)	3,438
補助金収入 (広島市・廿日市市・呉市・海田町)	660	預り金	169
事業収入	0	業務運営推進基金	2,000
業務委託費	2,990	次期繰越金	4,099
その他	165		
前期繰越金	7,485		
計	24,858	計	24,858

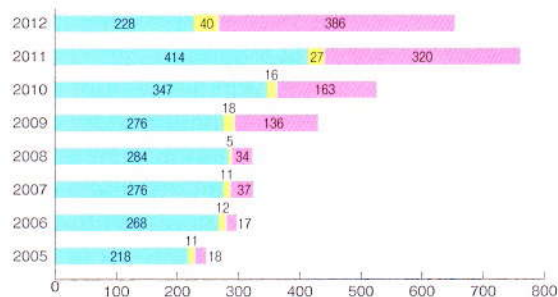
平成24年度電話相談内容



平成24年度月別支援件数



支援活動の推移



	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
電話相談	218	268	276	284	276	347	414	228
面接相談	11	12	11	5	18	16	27	40
直接支援	18	17	37	34	136	163	320	386

警務部長新任挨拶



広島県警察本部
警務部長

松下 整

広島被害者支援センターの皆様には、平素から犯罪被害者支援活動に御尽力頂き、心より感謝申し上げます。

犯罪被害者支援に関する社会的認識が深まり、被害者等から寄せられる支援の要望も多様化している中、広島被害者支援センターは県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体として、関係機関・団体との緊密な連携のもと、手厚い支援を数多く実施していただいているところであり、警察としても大変心強く感じているところでもあります。

また、今年度からは、県内2か所目の拠点として福山市に相談室が開設されたことにより、犯罪被害者等の利便性が向上するとともに、さらなる県民への被害者支援に関する広報啓発にも資するものと大いに期待されています。

今後とも、広島被害者支援センターの皆様には、健康に留意されまして、被害者支援の充実のため、益々御活躍されますことを心から祈念申し上げます。

活動員養成講座が始まる

6月6日(木)から、第8期の支援活動員養成講座が開講されました。

当センターの活動員となるには、この養成講座の入門編とアドバンス編の計60時間を受講していただき、最終的に採用研修委員による面接により認められることが必要となります。

ただし、6月6日から始まった入門編は、活動員になることを必ずしも前提とせず、「犯罪被害者支援について知りたい」という方にも門戸を開いて受講していただいています。

入門編の講座は、6月から8月の3か月間(12回)にわたり、毎週木曜日の夜2時間に開催され、講義を受けてもらい、毎回課題を提出してもらっています。

今回の講座は、11名の受講生で開始しました。

開講にあたり、開講式が開かれ、山本一隆理事長と、来賓の山下幸康県警本部警務部警察安全課相談課次席から、受講生を激励するあいさつがありました。



委嘱状授与式が開催

当センターの活動員は1年の期限で委嘱されており、翌年度も活動するためには、当センターの採用研修委員(理事)の面接を受けることとなっています。

面接を受ける、というと硬く感じますが、実際のところは、年1回理事が活動員個々の話を聞く機会を設ける、といった趣旨の方が大きいです。

面接を経て、次年度の活動員への委嘱が決まります。

そのような経過で、3月26日(火)に当センター会議室において、活動員の委嘱状授与式が行われました。

当センターの活動は、裁判員裁判の増加による付添支援が激増する一方で、電話相談は増加するという状況にはありません。そんな中、活動員にも、裁判の付添に参加できるような人もいれば、月1回くらいの電話相談にしか参加できないような人もいます。

もちろん、ボランティアでご協力いただいているのですから、月1回だけの電話相談の担当でも歓迎しているところですが、電話相談の減少によって意欲も減退したのか、恥ずかしい話ですが電話相談の担当に遅参したり欠席したりする人がまま見受けられるようになりました。

そこで、このたびの委嘱状授与式においては、採用研修委員長から、遅参や欠席について注意を喚起する言葉があり、授与式に欠席された方には、その後委嘱状を渡す際に採用研修委員長からの注意喚起の書面を渡すこととしました。

このように、硬い話もありましたが、当日は県警被害者支援室からの来賓もお迎えし、授与式終了後は参加者でなごやかに懇談会も行われました。



ヤマダ電機のチラシに広告掲載

家電量販店大手のヤマダ電機広島店(RABI広島)を中心とする(グループ)6店舗においては、社会貢献活動の一環として平成25年1月19日(土)以降、毎週土曜日に新聞折り込み等で配布する約20万部のチラシに、当支援センターの案内広告を無償で掲載・配布するなど、全面協力をいただいております。

LABI広島からのお知らせ

6/15・16 時間 11:00~18:00

TOSHIBA with Microsoft
「タッチ&トライ」イベント

※期間中、当店で指定モデルパソコンをご成約のお客様に下記の二重の記念品をプレゼント!

- ① USBメモリ(4GB) 先着30名様
- ② CANAチニアと絵セット(両面印刷モデル) 先着30名様

※詳しくは、店頭チラシをご覧ください。

犯罪被害者支援センターへ、
一人でも多くのお電話ください。

電話相談
082-544-1110

※相談は無料です。
相談の内容は、決して漏れることはありません。
安心してご相談ください。

預保納付金(補助金)の交付

振り込め詐欺等で被害者が判明せず、被害者に返還できない金額が預保納付金として政府において管理されておりました。この預保納付金を平成25年度から被害者の支援活動に活用する事となり、「被害者遺児の育英資金」「被害者等の支援活動に伴う経費」として各県支援センターにおいて事業を推進することになりました。これに伴い当センターにおいても「県東部方面相談室の新設」「養成講座・継続研修の充実」「相談員等のスキルアップ等の研修会への参加」「事務局体制の整備と財政基盤の確立」等の事業が認められました。被害者支援ネットワーク加盟の全国49団体の内、当センターを含め37団体に対して助成が決定しました。当センターにおいても平成25年度は、各事業においてより被害者・遺族等の要望に添った支援活動を積極的に推進して行くこととなります。

社会課題解決プロジェクト募金活動に参加して

広島被害者支援センターでは、財政基盤を確立し事業資金獲得のため、広島県共同募金会が平成25年1月から3月末まで実施した「社会課題解決プロジェクト募金活動」に参加し、期間中、県内の企業、団体、個人の方々から多くのご支援を頂き4,514,336円の募金を集めることができました。

この募金は、6月4日(火)広島県社会福祉会館で交付式が行われ、広島県共同募金会池谷公二郎会長から長井貴義副理事長がマッチングギフトを加えた5,214,336円の交付書を受領しました。



編集後記

当センターの支援活動も県下全般に渡り展開する中でセンター設立以来、念願であった県東部地区の相談拠点を福山市及び日本財団の支援により開設することが出来ました。

相談は、福山市役所1階市民相談室を使用しての面接相談・弁護士相談等を行うこととなります。当面は月1回の相談日ですが、相談状況に応じて増やしていくつもりです。これにより被害者・遺族の相談における精神的・財政的に負担が少しでも軽減されればと思っております。

ダーナ献金

浄土真宗本願寺派広島別院安芸教区仏教婦人会の総会が平成25年3月6日浄土真宗本願寺派広島別院で行われ、その席で安芸教区内において地域貢献活動している5団体に対し、同仏教婦人会保田富美子会長から寄付金が交付され、当支援センターも昨年に続いて10万円の寄付金の交付を受けました。

感謝状の贈呈

平成24年度中及び数年間に渡り当支援センターの活動に理解を示され、支援・協力を頂いた1企業1団体に対して当センター山本一隆理事長が感謝状を贈呈しました。

企業名 (株)ブローバ 社長 平本 直樹 様

団体名 安芸教区仏教婦人会連盟 会長 保田 富美子様



(注)広島被害者支援センターをサポートしてくださる賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートしてくださる会員を募集しています。

- 1 賛助会員とは** センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。
- 2 賛助会員の種類と会費** 賛助会員(年会費)は、
個人会員 1口 2,000円
法人・団体会員 1口 10,000円
口数に制限はありません。
その他、寄付も随時受け付けています。
- 3 振込み先** 銀行をご利用の方
広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871
加入者名 社団法人 広島被害者支援センター
理事長 山本 一隆
郵便局をご利用の方
口座番号 01310-6-57119
加入者名 社団法人 広島被害者支援センター
- 4 入会していただく** 年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



公益社団法人
広島被害者支援センター
賛助会員の証

新しく作成した
賛助会員証